

仙台市病院規程第八号

仙台市市立病院契約事務に関する審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年四月十六日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院契約事務に関する審査委員会規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院契約事務に関する審査委員会規程（平成十八年仙台市病院規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(組織)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 委員は、医療管理監を置く場合にあつては医療管理監、理事を置く場合にあつては理事、次長、副院長、経営管理部長、医療技術部長、看護部長、救命救急センター長、総務課長及び財産管理課長をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第三条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 委員は、医療管理監を置く場合にあつては医療管理監、理事を置く場合にあつては理事、副院長を置く場合にあつては副院長、次長、経営管理部長、医療技術部長、看護部長、救命救急センター長、総務課長、経営医事課長及び財産管理課長をもって充てる。</p>

附 則

この規程は、令和八年四月十六日から施行する。

(市立病院経営管理部財産管理課)